



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

株式会社ライブドア  
代表取締役 山崎 徳之  
お問い合わせ先 経営企画管理本部  
執行役員副社長 落合 紀貴  
(TEL 03-5788-4753)

#### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、会社法施行に伴い平成 18 年 5 月 9 日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 362 条第 4 項第 6 号)

##### コーポレートガバナンスの充実

コーポレートガバナンスの充実を図る観点から執行役員制度の採用及び経営委員会を設置しております。各執行役員は担当事業部門の業務執行を行い、各取締役はその業務執行の監視を行うことにより業務執行と監督機能を明確に区分しております。また取締役会で重要事項の意思決定を行い、経営委員会で業務執行の意思決定を行うことにより意思決定に係る役割を明確に区分しております。

##### 外部弁護士事務所を通じたリーガルチェック

すべての契約締結について外部法律事務所のリーガルチェックを受けております。外部法律専門家の利用により、法令又は定款違反がすることがないように内部統制を整備・運用しております。

##### 内部統制への理解

内部統制の構築は経営者の責任であることを理解すると共に、内部統制の整備及び運用に努めております。

また一方で、経営者自身の不正等については十分に機能しないことなど内部統制の限界について充分理解し、取締役会は相互牽制により、他の取締役の職務執行について監視を努めて参ります。

#### コンプライアンス体制の充実

コンプライアンス体制の充実を図ることを経営の最重要課題の一つと位置づけております。具体的には、コンプライアンスの精神を全社員に根付かせ、広く社会から信頼される経営体制の確立を目的として、外部アドバイザーの指導の下、代表取締役を委員長とするコンプライアンス強化委員会を設置しております。

また、コンプライアンス強化委員会で決定された事項の徹底のため、各事業本部より2名のコンプライアンス管理者を任命しております。またコンプライアンス推進会議を開催し、従業員の法令遵守に対する取り組みについて継続的に協議するほか、経営企画管理本部にコンプライアンス推進グループを設置し、実効性のある運用体制を設けております。

#### 社内通報制度の設置

2006年4月には倫理ヘルプラインを設置し、事前の法令違反防止等を目的とした社内通報制度を設けるなどコンプライアンス体制のより一層の充実を図っております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

#### 規程管理規程

規程管理規程を策定し取締役会規程を含む全ての社内規程について、作成された文書、議事録又は電子データ等に関する保存・閲覧方法などの管理体制を整備しております。

なお各種社内規程の改廃は、取締役会で決定し監査役会の意向を最大限尊重するものとしております。

#### 電子稟議システムによるデータの保管

電子稟議を採用しており、電子稟議システムにより職務執行決裁権限に基づいた執行がなされているかをチェックするために、稟議内容及び承認経路等の履歴が保管・保存される体制が確立しております。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### 健全な財務体質

市場金利の変動等の各種リスクに対応するため、グループ会社全体の健全な財務体質を維持するように努めております。

#### 情報管理体制の整備

インターネット企業としてネットワーク事業部でISMS(情報セキュリティマネジメ

ントシステム)を導入・取得しております。今後はそのノウハウをフィードバックし、  
全社レベルの情報セキュリティ体制を構築していく予定でございます。

#### 事業リスクへの対応

事業本部制を採用しており、担当執行役員が各種事業リスクを識別・評価し、管理  
体制を整備しております。また事業リスクについてリスク管理体制の整備や運用状況  
等を取締役会・経営委員会等に報告するなど、適切なリスク管理体制の構築に努めて  
おります。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### 執行役員への権限委譲

執行役員制度の採用および経営委員会の設置により、執行役員の職務執行の妥当性  
を担保しつつ、業務執行について権限委譲を実施し業務の効率性を高めております。

#### 職務権限規程の見直し

経営環境の変化などに対応するため、役職員に付与された職責に対応する必要充分  
な権限が委譲されているように、適宜職務権限規程の見直しを行ってまいります。

#### 電子稟議システム

電子稟議システムを利用した決裁により効率化を図っております。グループ会社へ  
共通システムを導入・運用し、経営効率を図る内部統制の充実を図っております。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### コンプライアンスの徹底

経営理念、倫理綱領の実践的運用とその徹底を行う体制を構築し、役職員に対する  
コンプライアンス教育を推進しております。

#### 業務マニュアルの整備

人材の異動が激しいインターネット業界であり、役職員の職務執行をより適切に遂  
行することを確保するため、組織としてのノウハウの蓄積が経営課題の一つであると  
認識し、各事業部において業務マニュアル等の整備に努めてまいります。

#### 社内通報制度の設置及び運用体制

役職員が重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した  
場合報告するものとし、法令遵守上疑義がある行為等について役職員が直接通報を行  
う手段を確保する手段として社内通報制度を設けております。

また社内通報制度が十分に機能するために、社内通報者の希望により匿名性を保証すると共に通報者に不利益がないことを確保するほか、重要な通報についてはその内容と会社の対処状況・結果等について適切に役職員に開示し、周知徹底に努めております。

#### 処分の明確化

社内規程に違反する役職員を発見した場合には、内部監査の調査を経て職員については就業規則等に基づき、また役員・執行役員については取締役会決議等に基づいてその処分を決定することとし、その概要は速やかに適当な方法で社内に掲示しております。

#### 機関紙及び社内報による周知徹底

広報グループにおいて機関紙を作成し、経営陣の経営方針及び将来ビジョンについて、社内外に周知徹底を図っております。

#### 内部監査体制

取締役会の直轄機関として内部監査室を設けており、内部監査の過程で発見された問題点について、取締役会に報告される体制を構築しております。

#### 人事管理規程等の見直し

内部統制の統制環境に影響を与える人事管理について、採用・評価制度・昇進・給与体系・懲戒制度等を経営環境に応じて、適宜見直しをしております。

また、経営環境の変化及び法令の改廃等、企業を取り巻く環境の変化に対応するため、役職員の教育研修等に力を入れていく予定でございます。

#### 資産の保全体制

会社財産の保全の観点より、不要な交際費支出を認めておらず、不適切な金銭の支出はございません。また、動産等の会社資産については、より効率的に管理するため社内のイントラネット上での運用管理体制を整備していく予定です。

## 6. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における企業の適正を確保するための体制

#### 関係会社規程

関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する経営管理を行っております。また、連結対象子会社に対しては内部監査が定期的に監査を実施しております。

当社は、取引先はもとより、たとえ他の企業から法令・定款・社内規程等の違反行為を強制されたとしても、断固としてこれを拒否しております。

#### 役員派遣および出向者派遣等による人材交流

親会社として役員及び出向者の派遣を通じて、グループ間での情報共有や情報交換、協議等を効率的に行うとともに、グループ会社の内部統制の構築に努めております。

また、内部監査部門は、各部署の業務執行が効率的に行われるよう、適宜指導改善に努めて参ります。

#### システム等の内部管理体制の親会社との統一

イントラネット・会計システム等を共通システムでの運用や、監査法人を統一を図ることにより、グループ企業として内部管理体制の構築に努めてまいります。

### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

#### 内部監査体制の充実

監査役がその職務執行を補助すべき使用人として、常設の内部監査室の職員をその補助人とし、内部監査室と監査役との緊密な関係を保つことにより、監査役の監査の実効性確保に努めて参ります。また監査役は内部監査室のほか、必要がある場合には、経営企画管理本部に依頼することとしております。

監査役が監査役監査の補助者を利用する場合には、必要に応じて監査役は当該補助者に対する指揮命令権を行使することができるものとします。

### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

#### 使用人の取締役からの独立性

監査役より指示を受けた職員は、当該命令の遂行に関して取締役及び執行役員など上司の指揮命令を受けず、また報告も要しないこととしており、監査役監査に協力する際の取締役その他からの独立性を担保しております。

### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

#### 監査役への報告体制

監査役は、取締役会への出席のほか、各種委員会等への出席や各種ミーリングリストへの参加又は議事録等の閲覧により重要な報告を受ける体制を構築しております。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### 監査役監査の重要性と有効性に対する経営陣の認識及び理解

監査役は代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会議をもつこととしております。

### 監査役および内部監査人の情報入手手段の確保

常勤監査役および内部監査室の担当者は、社内の電子稟議システム上のすべての契約・稟議内容について常時、閲覧可能な体制を構築しており、情報収集活動について閲覧制限を行っておりません。

監査役又は内部監査室の担当者は、必要に応じて役職員に対して必要な調査・報告等を要請することができ、また、監査役又は内部監査室の担当者はその他の重要な委員会等に出席できるものとしております。

### 監査役と経営陣・監査法人との意見交換

監査役は代表取締役、監査法人と定期的に意見交換会を開催する。  
また、監査役はライブドアグループ全体について監査役監査の質の向上や効率化に努めております。

以上